

下仁田町暴力団排除条例を制定しました。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律により、群馬県が昨年4月に群馬県暴力団排除条例を制定し、施行しています。

この条例を施行あるものとするため県内市町村においても順次暴力団排除条例を制定しているところです。

当町においても、町内の暴力団排除の気運を盛り上げ、施策を推進するために「下仁田町暴力団排除条例」を制定、平成24年4月1日から施行しました。

下仁田町暴力団排除条例の概要について

《条例の基本理念》

暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない

《条例の主な内容》

- ・暴力団の利益にならないように、暴力団員や暴力団、暴力団員と密接な関係のある者を町が実施する入札に参加させない等、町事務や事業から排除します。
- ・町民の方々が暴力団員に対する訴訟等の暴力団を排除するための活動に自主的に、連携協力を図って取り組むことが出来るように、情報の提供やその他の支援を行います。
- ・青少年が暴力団に加入せず、また暴力団員による犯罪の被害を受けないように教育や指導、支援、協力をを行います。

《町民の皆様へお願い》

- ・債権の回収や紛争の解決等に関して、暴力団を利用してはいけません。
- ・暴力団と関係があることを認識させて相手を威圧するなど、暴力団の威力を利用してはいけません。
- ・暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品やサービスなどを提供してはいけません。

【相談窓口連絡先】

- ・群馬県富岡警察署 刑事課 ☎62-0110(代)
- ・(財)群馬県暴力追放運動推進センター ☎027-254-1100
- ・群馬県警察本部組織犯罪対策第一課 ☎027-243-0110(代)
- ・暴力団相談専用電話 ☎027-223-9386(24時間受付)
- ・下仁田町役場 総務課地域安全係 ☎82-2111(内303)

マルチ取引の被害に注意!!

マルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント(消費者庁)

- 身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合は毅然と断ること!
- 十分なお金がないのに、契約のために、甘い見通しで借金しないこと!
「すぐ儲かる」「簡単に儲かる」などの甘い言葉に注意!
- 投資の勧誘を安易に信じず、十分に確認すること!
- 家族や友人など、トラブルを抱えている人を救う努力を!
若者や高齢者は、誰にも相談できず状況を一層悪化させてしまうケースがあるので、不審な点があれば積極的に声かけを!
- 遠慮せずに、消費生活センターへ相談を!

下仁田町では、4月から消費生活に関する相談・苦情業務を富岡市に委託しています。事業者と消費者間の契約に関するトラブル、商品・サービスの苦情、悪質商法、多重債務など、困ったとき、悩んだときは富岡市消費生活センターにご相談ください。専門の相談員が問題解決のためのお手伝いをします。

- ◇電話 ☎63-6066
- ◇相談受付 月～金 8時30分～17時
- ◇相談は無料・秘密厳守です。